

学校法人 中央医療学園
学校関係者評価委員会規程
(中央医療学園専門学校)

(目的)

第1条 この規定は、学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 学校法人中央医療学園は、当法人が設置・運営する中央医療学園専門学校（以下「本校」という。）のより実践的な教育の質を確保するため、教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果を評価することを目的とした委員会を置く。

(委員の構成)

第3条 委員会を構成する委員は5名以上7名以内とし、本校の職員以外で次に掲げる者のうちから、理事長が委嘱する委員により構成する。

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 治療院関係者 | 1～2名 |
| (2) 関連教育機関関係者 | 1名 |
| (3) 本校卒業生 | 1名 |
| (4) 保護者・地域住民 | 1～2名 |
| (5) 学校運営に関する有識者 | 1名 |

(役割)

第4条 委員会は、本校で行われた教育活動および学校運営の状況についての自己評価の結果を踏まえた学校評価を行い、その結果を学校長に報告する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了となった場合において、委員および学校の双方から特段の申出がない場合には、自動的に継続されるものとする。

(委員長および副委員長)

第6条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、予め書面をもって意思を表示したものは出席者とみなす。

- 2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事 務)

第10条 委員会の事務は、本校の事務課において処理する。

(雑 則)

第11条 この規定に定めるもののほか、学校関係者評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。